

次世代育成支援対策推進法に基づく日本商工会議所の一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法の趣旨に則り、職員がその能力を発揮し、仕事と子育てを両立させることができる職場環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定します

I. 計画期間：2023年4月1日～2027年3月31日

II. 計画の内容：

○目標：職員の仕事と育児の両立を支援し、働き方の見直しに資する多様な労働条件を整備します

○取組内容：

1. 所内制度の周知や取得を促進します
 - ・所内システム等を通じて、育児休業、出生時育児休業、育児のための短時間勤務、看護休暇、出産のための特別休暇、ベビーシッター利用時の補助など、所内各種制度の周知徹底を図るとともに、取得を促進します
 - ・妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした職員に対し、個別に制度の周知・意向確認を実施します
 - ・育児休業を取得しやすい雇用環境整備として、相談窓口を総務部に設置し、所内に周知します
 - ・研修（管理職向け）を通じて職員の理解促進を図ります
2. 時間外労働時間を減らしていきます
 - ・長時間労働の職員の健康管理を行うとともに、長時間労働の原因となる業務の内容や分担について、適宜見直しを図ります
 - ・部署ごとにノー残業デーを設け実施します
3. 休暇の取りやすい職場をつくります
 - ・有給休暇の計画的な取得を促進します
 - ・年次有給休暇の時間単位取得制度を導入します（2023年中）
 - ・夏季休暇の全員100%消化を目指します
4. 働きやすい勤務制度を整備します
 - ・テレワーク制度を継続するとともに、シンクライアント環境の整備を図り、持病のある職員や妊娠中・短時間勤務の職員のテレワーク勤務を優先します
5. メンタルヘルス対策に努めます
 - ・育児休業中や休職中の職員も含め、EAP相談室の活用を周知します

以上